

# 新婚向け賃貸住宅家賃補助金交付制度について

結婚1年未満の夫婦が、美咲町指定の賃貸住宅等に入居した場合、申請から3年間家賃補助を受けることができる制度です。  
対象者は次のとおりです。

- 対象者**
- ①美咲町が認定する賃貸住宅に入居する夫婦
  - ②婚姻後1年未満
  - ③夫婦のいずれかが40歳未満
  - ④夫婦のどちらかが公務員でないこと



**補助金の額** (月額家賃-住宅手当等) × 40% ※上限10,000円

例1) (月額40,000円-住宅手当20,000円) × 40% = 8,000円

例2) (月額50,000円-住宅手当0円) × 40% = 16,000円  
→上限が10,000円のため補助金額は、10,000円

- 申請に必要な書類**
- 1年目
- ①新婚向け賃貸住宅家賃補助金交付申請書(様式第1号)
  - ②住民票謄本(同居者全員・本籍地、続柄があるもの)
  - ③戸籍謄本または婚姻届受理証明書
  - ④完納証明書(世帯の就業者全員の滞納がないことの証明)
  - ⑤入居する賃貸住宅の平面図(間取り図)
  - ⑥ // 賃貸契約書の写し
  - ⑦住宅手当支給証明書(住宅手当を受けている者全員)

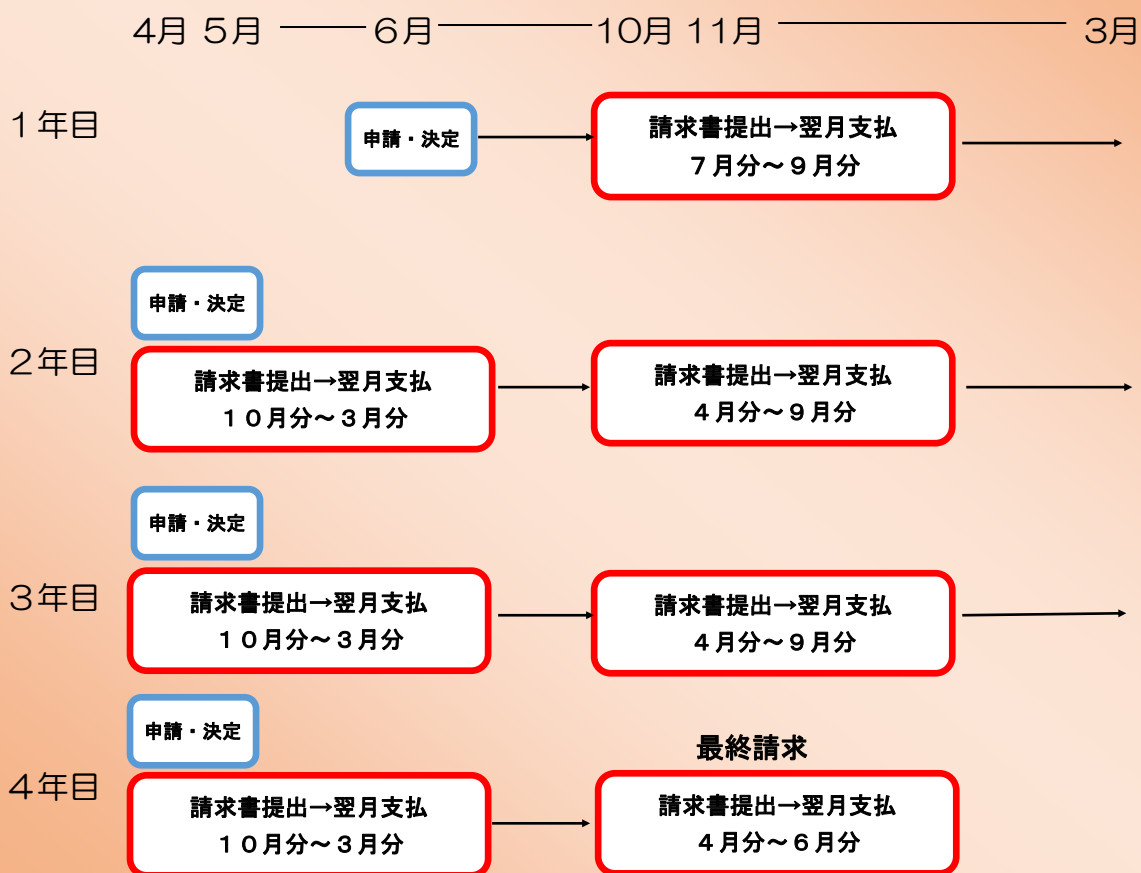
- 申請に必要な書類**
- 2年目以降
- ①新婚向け賃貸住宅家賃補助金交付申請書(様式第1号の2)
  - ②入居する賃貸住宅の賃貸契約書の写し
  - ③住宅手当支給証明書(住宅手当を受けている者全員)



2年目以降は、4月に補助金の申請に必要な書類を送付します。

4月、10月に補助金の請求に必要な書類を送付します。

補助金受取りの流れ（6月に初めて申請した場合）



要件に該当しなくなる場合

- ①夫婦が離婚したとき
- ②生活保護法の規定による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助金等を受けたとき
- ③夫婦の一方または両方が転出、転居したとき
- ④夫婦のいずれかが公務員になったとき

すみやかに  
異動届を提出  
してください。

申請書の提出先・お問い合わせ先  
美咲町役場 住民税務課  
0868-66-1114

